

障発 0326 第 1 号  
令和 8 年 3 月 26 日

都道府県  
各 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
（ 公 印 省 略 ）

「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」の一部改正について

今般、「精神障害者の移送に関する事務処理基準について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 243 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）別添「別紙 精神障害者の移送に関する事務処理基準」を別添のとおり一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、適切に対応方御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、当該通知の適用の際現にある本通知による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、本改正による改正後の様式によるものとみなすこととし、当該通知の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとします。